

令和5年2月3日付け新潟県人事委員会規則第6-1894号（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則）

46ページの

「 <u>1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。</u> 」	」
は	
「 <u>1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。</u> 」	」
の、	
「	この規則は、平成4年4月1日から施行する。」
は	
「	この規則は、平成4年1月1日から施行する。」
の誤り。	